

赤十字救急法救急員 養成講習会

内容急病人やけが人を正しく救助し、医師に引き継ぐまでの応急手当で。

日時 5月11日(日)～24日(土)の土・日曜午前9時～午後5時。全4回。最終日検定あり。

会場 赤十字会館(中央区北1西5)。

対象 全日程出席可能な15歳以上の方30人。
費用 3千円。

申込 往復はがきに上欄必要事項と生年月日、職業、過去の受講歴を記入し、4月16日(水)(必着)までに日赤札幌市地区本部(市役所内/17階)へ送付。(抽選)

【詳細】日赤札幌市地区本部(211)3339

融雪施設設置資金の融資

融雪槽(機)やロードヒーティングの設置資金をお貸しします。

対象 ①75歳までに返済可能な20歳以上の市民で、住宅の敷地に設置する方(市内に別居している親の家への設置も可)、②市内に事務所、店舗、アパートを持ち、その敷地内に設置する法人。いずれも12月末までに設置すること。

限度額 300万円(無利子)。

返済 5年以内の元金均等による毎月返済。無担保。ただし

生活かわら版

交通安全ひとくちメモ

△気を付けて 道路に踏み出す その一歩▽

新入学(園)児が交通社会に第一歩を踏み出す4月。黄色いランドセルカバは新1年生の目印です。「黄色は注意」、見掛けたときには、飛び出しなどによる事故防止のため、スピードを落として走行してください。

平成14年の市内交通事故発生状況は、発生件数1万793件、死者数76人、傷者数1万4千462人。信号の変わり目に交差点に進入する車両や歩行者が多く、ヒヤリとする場面も見受けられます。初心に戻り、自分の運転や通行方法を見直してみたいかがでしょうか。

【詳細】振興課(211)2253

平成15年 市内の交通事故
3月17日現在(前年比)

発生 2,728件 (+391)	死者 4人 (-3)	傷者 3,349人 (+453)
------------------------	------------------	------------------------

融雪期の土砂災害に

ご注意を

がけの近くにお住まいの方や土地をお持ちの方は、

融雪水による土砂災害に十分ご注意ください。

点検 ①融雪水でがけ面が緩んでいないか。②異常に流水が集中したり、がけ面からわき水が出たりしていないか。③擁壁に膨らみや亀裂が生じていないか。

防災の心得 融雪水ががけ面に流れ込まないよう、板や土のうによる仮排水路で水はけをよくしてください。擁壁などに異常を発見したときは、すぐにご相談を。

工事規制 丘陵地や山側一帯は、土砂災害やがけ崩れ防止のため、宅地造成等規制法に基づき工事規制区域に指定されています。区域内で土木工事(擁壁の設置も含む)を行う場合は許可が必要です。次の基準を超える無許可工事はやり直しになるほか、処罰の対象となります。①整地面積500平方メートル、高さ2メートル、②切土の高さ2メートル、③盛土の高さ1メートル、④切土・盛土を合わせた高さ2メートル。

【詳細】宅地課(211)2512

犬の散歩のマナー

雪解け時期になると目に付く犬のふん。不衛生な上、まわりの美観を損ねるマナー違反です。散歩の前に自宅の敷地内で排泄を済ませましょう。路上や公園、他人の土地で排

泄してしまった場合は、速やかに後始末を。

【詳細】動物管理センター(736)6134

春の清掃運動(4/20～4/26)

さわやかな春を迎える清掃運動にご協力ください。地域ぐるみの清掃で集めたごみは無料で回収します。実施日の1週間前までに清掃事務所へご連絡を。

【詳細】リサイクル推進担当課(211)2928か各清掃事務所

土地の購入・利用には ご注意を

市街化調整区域とは

市街化調整区域は、都市の健全な発展と計画的な街づくりの推進を図るため、市街化を抑制する区域として定められています。一般住宅や工場はもちろん、簡易なプレハブ構造の建物などについても、構造・用途や基礎の有無にかかわらず建築が規制されています。農業用倉庫を工場など別の目的に使用する用途変更も規制されています。

土地購入についての相談

「市街化調整区域とは知らずに土地を買ってしまった」「土地を買ったが、公道に面しておらず家を建てられない」など、土地売買に関するトラ

ブルが増えていきます。契約書を取り交わしたり、手付金を支払ったりする前にご相談ください。また、市街化調整区域の山林や原野を画面上で区分筆し、宅地に見せ掛けた現状有姿分譲地には、建物を建てること

ができませんし、将来市街化区域となる保証もありませんのでご注意ください。

【詳細】宅地課(211)2512

春の火災予防運動(4/20～4/26)

春は空気が乾燥し、火災の多発が予想されます。また、風の強い日が多く、火災が発生すると、被害が大きくなる恐れがあります。

住宅や事業所をはじめとする地域での自主的な防火対策を進め、火災による被害を防ぎましょう。

【詳細】消防局予防課(215)2040

春の建築防災週間(4/20～4/26)

外壁の落下事故や地震・火災などによる災害を防ぐため、建物の所有者は日ごろから建物の点検を心掛けてください。期間中は、多くの方が利用する建物の防災査察を行います。

【詳細】監察課(211)2867